

## 省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領

20水漁第2750号  
平成21年4月1日  
水産庁長官通知  
改正 21水漁第603号  
平成21年5月29日  
21水漁第3013号  
平成22年4月1日

### 第1 目的

この事業は、我が国周辺水域及び国際漁場における資源状況が低迷していることにかんがみ、資源水準に見合う漁業の体制を構築するための減船等及び資源回復計画又は国際的な資源管理に沿って行われる休漁等の措置を実施するにあたり、漁業経営等への影響を緩和し、資源回復及び漁業生産構造の再編整備の円滑な推進を図ることを目的とする。

### 第2 定義

- 1 この要領において「事業資金助成金」とは、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の規定に基づき選定された事業主体（以下「事業主体」という。）が第3に規定する事業実施機関（以下「実施機関」という。）に対して交付する不要漁船・漁具処理対策助成金、とも補償負担軽減対策助成金、漁具改良等支援助成金、資源増大対策支援助成金、休漁漁船活用支援助成金、休漁推進支援助成金、省エネ漁業対応型事業助成金又は魚種転換等支援事業助成金をいう。
- 2 この要領において「助成金」とは、第3に規定する事業実施機関が減船・休漁等を行う者に対して交付する不要漁船・漁具処理対策助成金、とも補償負担軽減対策助成金、漁具改良等支援助成金、資源増大対策支援助成金、休漁漁船活用支援助成金、休漁推進支援助成金、省エネ漁業対応型事業助成金又は魚種転換等支援事業助成金をいう。
- 3 この要領において「漁船のスクラップ処分等」とは、漁船の解体若しくは焼却の方法によるスクラップ処分又は国、地方公共団体若しくは漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分をいう。
- 4 この要領において「漁船の小型化」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 農林水産大臣の許可を必要とする漁業（以下「大臣許可漁業」という。）及び都道府県知事の許可を必要とする漁業（以下「知事許可漁業」という。）のうち、総トン数階層区分別隻数が設定されている漁業又はこれを設定する予定のある漁業であって、その漁業の許可を受けている者が、その許可を受けている漁船の総トン数が属する総トン数階層区分より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けること（当該漁船と同一の総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けようとする者が、一時的に当該漁船より下位にある総トン数階層区

分に属する総トン数の代船について許可を受ける場合を除く。)

(2) (1)のほか、漁業種類(以下「業種」という。)を変更することなく、その漁業の許可を受けた者が、水産庁長官が適当と認める漁獲努力量をおおむね2割以上縮減する漁法の転換又は附属船の縮減を行い、当該漁業の許可を受けること。

5 この要領において「漁具のスクラップ処分」とは、漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分をいう。

6 この要領において「代替漁船」とは、減船又は漁船の小型化の対象となる漁船(以下「減船等対象漁船」という。)と同一の業種で使用されている漁船であって、当該減船等対象漁船より船齢が高く、かつ、当該減船等対象漁船の代替として漁船のスクラップ処分等にされるものをいう。

7 この要領において「附属船」とは、まき網漁業等における運搬船及び魚探船(灯船を含む。)をいう。

8 この要領において「漁獲努力量削減実施計画」とは、資源の回復を図るために漁業者団体が作成し、水産庁長官(都道府県が作成する資源回復計画等に基づく計画については都道府県知事)の認定を受けた計画であって、水産庁長官が別に定めるものをいう。

9 この要領の再編整備支援事業における「残存漁業者」とは第5の1の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう。(減船の実施により当該業種から退出する漁業者を除く。)

また、「残存漁業者等」とは、前述の者及び事業実施機関、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体、地方公共団体などをいう。

10 この要領の推進支援事業及び省エネ漁業対応型事業における「漁業者」とは、第5の1の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう。

また、「漁業者等」とは、前述の者及び、事業実施機関、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体、地方公共団体(都道府県を除く。)などをいう。

11 この要領において「国際資源管理実施計画」とは、国際資源の回復を図るために漁業者団体が作成し、水産庁長官の認定を受けた計画であって、水産庁長官が別に定めるものをいう。

12 この要領の魚種転換等支援事業における「漁業者」とは、第5の1の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう。

また、「漁業者等」とは、前述の者及び、事業実施機関、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体、地方公共団体などをいう。

### 第3 事業実施機関

この事業の実施機関は、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とする。

### 第4 事業の内容等

#### 1 事業の内容

事業主体は、実施要綱第3の3に定める事業を行うものとする。

#### 2 事業実施機関が行う事業の内容

事業実施機関は、次の4つの区分の事業を行うものとする。この場合において、必要に応じて(1)、(2)、(3)及び(4)の事業を併せて実施することができるものとする。

(1) 再編整備支援事業

本事業は、次の事業を行うものとする。ただし、高度経営移行型を除き、次のア及びイを併せて実施することはできない。

ア 不要漁船・漁具処理対策事業

不要漁船・漁具処理対策事業においては、減船等対象漁船のスクラップ処分等を行った者又は減船等対象漁船を取得し(取得した減船等対象漁船が漁船の小型化の対象漁船である場合を除く。)、かつ、その代替漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、不要漁船処理対策助成金を交付することとする。また、これらの者が漁獲努力量削減実施計画に基づく網の規制を実施することにより漁具のスクラップ処分を行う場合においては、不要漁船・漁具処理対策助成金を交付することとする。なお、減船と漁船の小型化は、併せて実施することもできるものとする。また、国際漁場型については、漁具のスクラップ処分は事業の対象としない。

イ とも補償負担軽減対策事業

とも補償負担軽減対策事業においては、減船等対象漁船を当該漁業に使用することを廃止しようとする者に対し、残存漁業者等が当該廃止に係るとも補償金を支払うために、融資機関からその支払に必要な資金として、整備資金(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)法別表第一第8号の下欄のソに規定する漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金をいう。以下同じ。)その他水産庁長官が別に定める資金を借り入れた場合において、当該借り入れた者に対し、とも補償負担軽減対策助成金を交付することとする。

(2) 推進支援事業

本事業は、次の事業を行うものとする。なお、必要に応じて、アからエの事業を併せて実施することができる。

ア 漁具改良等支援事業

漁具改良等支援事業においては、漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき、以下を実施した者に対し、漁具改良等支援助成金を交付することとする。

(ア) 小型魚・親魚漁獲の選択的回避や禁漁期間中の対象魚種の混獲回避等のために行う漁具・漁法の改良

(イ) 新たな漁具・漁法の導入、禁漁に伴い不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分

イ 資源増大対策支援事業

資源増大対策支援事業においては、漁獲努力量削減実施計画に基づき、以下を実施した者に対し、資源増大対策支援助成金を交付することとする。

(ア) 漁獲物から分離収集され、一定期間中間育成された小型魚等の再放流のための買い上げ及び当該小型魚等の再放流

(イ) 産卵親魚の買い上げ、再生産のための当該産卵親魚の飼育及び当該産卵親魚の

再放流

ウ 休漁漁船活用支援事業

休漁漁船活用支援事業においては、漁獲努力量削減実施計画に基づき休漁を実施している漁船を活用して、漁場の清掃作業、耕うん作業、休漁監視、密漁監視、サメ等の防除に従事した者に対し、休漁漁船活用支援助成金を交付することとする。

エ 休漁推進支援事業

休漁推進支援事業においては、漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中に次のいずれかの休漁を実施した者に対し、休漁推進支援助成金を交付することとする。

(ア) 漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき、漁船を係船して行う休漁（以下「係船休漁」という。）

(イ) 漁獲努力量削減実施計画に基づき、資源回復計画の対象魚種以外の魚種を目的に操業を行うことによる資源回復計画の対象魚種に対する休漁（以下「係船によらない休漁」という。）

(3) 省エネ漁業対応型事業

省エネ漁業対応型事業においては、資源回復を図りつつ、省エネ漁業対応型の漁具改良等を実施した者に対し、省エネ漁業対応型事業助成金を交付することとする。

ただし、第4の2の(2)のアの漁具のスクラップ処分を実施し、かつ、助成金を受けた者に対し、助成金交付申請年度から3年度の間については、本事業の申請ができないものとする。

(4) 魚種転換等支援事業

魚種転換等支援事業においては、漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき漁獲対象魚種若しくは漁業種類を転換するために必要な漁具・漁ろう設備を取得・設置した者又は漁業種類の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分を実施した者に対し、魚種転換等支援事業助成金を交付することとする。

ただし、この事業により助成金を受けた者に対し、助成金交付申請年度から3年度の間については、同一の漁船を対象とする(1)から(3)までの事業の申請ができないものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 事業計画の作成等

#### (1) 事業計画の作成

事業実施機関は、第4の2の(1)、(2)、(3)又は(4)の事業を実施しようとするときは、水産庁長官が別に定めるところにより、「省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画」(以下「事業計画」という。)を作成し、水産庁長官に提出(再編整備支援事業に係る事業計画にあつては、当該漁業が知事許可漁業に係るものである場合については、都道府県知事を経由してするものとする。)してその承認を得なければならない。

また、再編整備支援事業の資源回復型、推進支援事業、省エネ漁業対応型事業及び魚種転換等支援事業については、事業計画と併せ、漁獲努力量削減実施計画又は国際

資源管理実施計画の写しを提出するものとする。

(2) 事業計画の承認

水産庁長官は、事業の区分ごとに次の要件が満たされていると認め、かつ、望ましい資源回復及び漁業生産構造の再編整備を円滑に推進する上でこの事業の実施が必要であると認める場合には、当該事業計画を承認するものとする。

ア 再編整備支援事業の要件

(ア) 資源回復型

早急に資源回復を図るため、漁獲努力量削減実施計画に沿った事業計画を策定していること。

(イ) 高度経営移行型

生産性の高い操業形態へ移行する際又は漁船の収益性の回復のための取組の一環として漁船のスクラップ処分等を行うこと。

(ウ) 国際漁場型

a 事業実施機関の構成員のうち、事業計画が対象としている業種を営む者の過半数の漁業収支において、当該事業計画を作成した年の前年において欠損が生じていること又は当該事業計画を作成した年への繰越欠損が生じていること。

b 事業実施機関の構成員のうち、事業計画が対象としている業種を営む者の漁業収支の平均において、当該事業計画を作成した年の前年において欠損が生じていること又は当該事業計画を作成した年への繰越欠損が生じていること。

(エ) 再編整備事業（実施要綱第3の3の(1)のア及び同第3の3の(1)のイのうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として行われるものを除く。）による減船等により、漁獲努力量が、おおむね2割以上縮減されること。

イ 推進支援事業の要件

(ア) 漁具改良等支援事業

漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づく漁具・漁法の改良や新たな漁具・漁法の導入又は禁漁に伴い不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分を行うこと。

(イ) 資源増大対策支援事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき、混獲された小型魚等の買上げ及び再放流又は産卵親魚の買上げ、再生産のための飼育及び再放流を行うこと。

(ウ) 休漁漁船活用支援事業

漁獲努力量削減実施計画に基づき休漁を実施している漁船を活用した漁場の清掃作業、耕うん作業、休漁監視、密漁監視、サメ等の防除を行うこと。

(エ) 休漁推進支援事業

漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中に資源回復計画等の対象魚種に対する休漁を実施すること。

なお、係船によらない休漁を実施する場合にあっては、これに加え、資源回復計画の対象魚種以外の魚種を操業の対象としており、休漁期間中の資源回復計画の対象魚種以外の魚種の漁獲金額を確認できるものであること。

#### ウ 省エネ漁業対応型事業の要件

漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき漁具改良等支援事業を実施し、その上で省エネ型漁具への改良等を行うこと。

#### エ 魚種転換等支援事業の要件

漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき、漁獲対象魚種若しくは漁業種類を転換するための漁具・漁ろう設備を取得・設置すること又は漁業種類の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分を行うこと。

また、転換後の漁業を3年以上の間、継続することとしていること。

#### オ 再編整備支援事業、推進支援事業、省エネ漁業対応型事業及び魚種転換等支援事業に共通の要件

(ア) この事業による減船・休漁等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。)第6条の規定に基づく整備事業によるものである場合には、当該整備事業の整備計画が農林水産大臣により適当である旨の認定を受けていること。

(イ) この事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(ウ) 事業計画に参加する漁業者の数及び当該事業の実施の状態からみて資源の回復又は、漁業の生産構造の再編が的確に実施されると認められること。

(エ) 事業計画に関して、この事業、資源回復等推進支援事業実施要領(平成16年4月1日付け15水漁第2526号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(2)経営資源移譲円滑化事業及び水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の3-8の(1)のウの(ア)の省エネ対応・資源回復等推進支援事業資金補助によるもののほか、国からの交付金等の交付を受けていないものであること。

(3) 水産庁長官は、事業計画の承認を行ったときは、当該事業計画の写しを事業主体の代表者び関係都道府県知事に送付するものとする。

(4) 事業計画の変更については、(1)から(3)までに準ずるものとする。

#### 2 事業資金の造成

(1) 事業実施機関は、助成金の交付に充てるため、事業資金を造成するものとする。

(2) (1)の事業資金は水産庁長官が別に定める造成割合により都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金及び事業主体の事業資金助成金をもって造成するものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、実施要綱第3の3の(1)のアのうち対象業種の1割以上が減船に取り組むもの、同第3の3の(1)のイのうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の(1)のイの(ウ)に規定する認定改革計画に基づき行われるもの、同第3の3の(2)のエ又は同第3の3の(4)について、事業主体の事業資金助成金をもって行うほか、当該助成金に加えて都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金を充てることができる。

(4) 水産関係民間団体事業実施要領の運用について第3の3-8の(1)のウの(ア)に規定された省エネ対応・資源回復等推進支援事業資金補助については、残存漁業者

等又は漁業者等の負担金とみなす。

(5) 事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

### 3 事業資金助成金等の交付

(1) 事業実施機関は、事業資金助成金の交付を受けようとするときは、当該機関に所属する関係漁業者等が水産庁長官が別に定める様式により作成した交付申請書を水産庁長官が別に定める様式により取りまとめて事業主体に提出しなければならない。

(2) 事業主体は、(1)の交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認めるときは、当該事業実施機関に対し、事業資金助成金の交付を行うものとする。

### 4 事業資金助成金等の水準

事業主体は、実施要綱第5の1により造成した基金の範囲内において、事業実施機関に対し、2の(2)及び(3)により事業実施機関が造成する事業資金(水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額の範囲内とする。)の一部又は全部につき、水産庁長官が別に定めるところにより助成するものとする。

### 5 事業資金助成金の返還

事業主体は、事業実施機関が助成金の交付を終了した場合において、事業資金に残額が生じたときは、当該事業実施機関に対し、当該残金のうち事業主体の事業資金助成金に相当する金額を事業主体に返還すべきことを命ずるものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。